（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正）

第六条　投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（計算関係書類に係る会計監査報告の内容） **第五条**　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一　［略］ 二　計算関係書類が当該投資法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三　［略］ 四　継続企業の前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項 五・六　［略］ 2　前項第二号に規定する意見とは、次に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 三　［略］ 3　第一項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［号を削る。］ 一～三　［略］ 4　［略］	（計算関係書類に係る会計監査報告の内容） **第五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　計算関係書類が当該投資法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三　［同上］ ［号を加える。］ 四・五　［同上］ 2　［同上］ 一　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨 二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項 三　［同上］ 3　第一項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　継続企業の前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項 二～四　［同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。